

## 札幌市豊平館アドバイザー会議設置要綱

平成28年9月28日 市民文化局長決裁

### (設置)

第1条 札幌市豊平館の文化財としての適切な保存と活用の推進にあたり、専門的な立場から意見を聴くため、札幌市豊平館アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 内部委員（札幌市職員）1名
  - (2) 外部委員（学識経験者等）5名以内
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第3条 アドバイザー会議に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、アドバイザー会議の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (所掌事務)

第4条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項について、意見交換を行うものとする。

- (1) 札幌市豊平館の保存・管理に関すること。
- (2) 札幌市豊平館の活用に関すること。
- (3) 上記の他、札幌市豊平館に関すること。

### (会議)

第5条 アドバイザー会議の会議は、必要に応じて市民文化局長が招集する。

- 2 委員長はアドバイザー会議の会議の議長となる。
- 3 アドバイザー会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 アドバイザー会議の会議は、公開とする。ただし、その会議における議題が札幌市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を扱う場合は非公開とする。

### (庶務)

第6条 アドバイザー会議の庶務は、市民文化局文化部文化財課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営について必要な事項は、文化部長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月28日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第2条第2項の規定によりこの要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

札幌市豊平館アドバイザー会議委員名簿

(外部委員五十音順)

氏名	所属等	分野
角 幸博	北海道大学名誉教授 札幌市文化財保護審議会会長	文化財建造物
木村 勉	元長岡造形大学教授 昭和61年豊平館保存修理工事主任技術者	文化財建造物修理
東田 秀美	NPO法人「旧小熊邸倶楽部」代表	歴史的建造物活用
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター センター長	文化遺産観光
羽深 久夫	札幌市立大学デザイン学部教授	文化財建造物
川上 佳津仁	札幌市市民文化局文化部長	文化行政